第８　仮設建築物の消防用設備等の取扱い

建基法第８５条第６項に規定する仮設建築物（以下この第８において「仮設建築物」という。）が次に適合する場合は、令第３２条の規定を適用し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

１　共通事項

仮設建築物の状況が、次に適合するものであること。

(1)　避難階（建基令第１３条第１号に規定する避難階をいう。以下この第８において同じ。）においては、有効に避難することができる避難経路が確保でき、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が２（当該階段が屋外に設けられ、又は規則第４条の２の３に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、１）以上設けられていること。ただし、令第２５条第２項に規定する技術上の基準に基づき避難器具を設置した２階部分は、避難階又は地上に直通する階段の数を１とすることができる。

(2)　法第８条の３第１項に規定する防炎対象物品を使用する場合は、同項に規定する防炎性能を有するものを使用していること。

(3)　仮設建築物を条例第２３条第１項第４号に規定する場所と取り扱い、同条各項の規定に適合すること。

(4)　関係者による自衛消防体制が確立していること。

２　屋内消火栓設備

次のいずれかの消防用設備等が設置されていること。

(1)　大型消火器を、仮設建築物の階ごとに、階の各部分から歩行距離３０m以内となるように設置していること。この場合において、規則第７条第２項の規定を適用しないこと。

(2)　パッケージ型消火設備を、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成１６年消防庁告示第１２号。以下この第８において「告示第１２号」という。）の規定により設置していること。この場合において、同告示第３「令別表第一（１）項から（１２）項まで若しくは（１５）項に掲げる防火対象物又は同表（１６）項に掲げる防火対象物の同表（１）項から（１２）項まで若しくは（１５）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分」及び「(地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)」の規定は適用しない。

３　スプリンクラー設備

次のいずれかの消防用設備等が設置されていること。

(1)　動力消防ポンプ設備を、令第２０条第３項及び第４項の技術上の基準に基づき設置していること。

(2)　パッケージ型消火設備を、前２、（２）の規定により設置していること。この場合において、告示第１２号第４「水平距離」を「歩行距離」と読み替えること。

４　自動火災報知設備

非常警報設備を令第２４条第４項の技術上の基準に基づき設置していること。